

その他の投票方法

■期日前投票

投票日に次の理由などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

- ・仕事に従事、または冠婚葬祭（主宰者およびその親族に限る）の予定がある。
- ・レジャーや買物、旅行などで投票区の区域外に行く予定がある。
- ・病気、出産などで歩行が困難である。

期日前投票は市役所で

- と き** 4月2日(土)～9日(土)
午前8時30分～午後8時
※土・日曜日にも投票できます。
- ところ** 市役所本館1階 102会議室
※車イスの方は本館西玄関横のスロープをご利用ください。また、介護が必要な方は事前にお申し出ください。
- 持ち物** 入場券
※入場券がなくても投票できますので、投票所でお申し出ください。
※県内に転出された方は、証明書をご持参ください。

■施設などで行う不在者投票

県選挙管理委員会の指定施設（病院など）に入院または入所中の方は、その施設内で不在者投票ができますので、施設の長に申し出てください。



■代理投票・点字投票

身体障害などにより、自分で候補者の氏名を書くことのできない方は、投票当日、投票管理者に申し出て「代理投票」をすることができます。

また、目の不自由な方で、点字による投票をしようとする場合は、投票当日、投票管理者に申し出て「点字投票」を行ってください。

■郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次の項目に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票には、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

郵便等による不在者投票対象者

手帳など	区 分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

※原則として、候補者などの氏名を自分で書くことができる方に限ります。書くことができない方には代理記載制度もありますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

入場券・選挙公報

投票所の入場券は、選挙の告示（4月1日(金)）後、速やかに皆さんのご自宅へ郵送します。なお、この選挙では、選挙公報は発行されません。

開票

開票は、4月10日(日)午後9時15分から、市民体育センター競技場で行います。投・開票の速報は市のホームページでもお知らせします。

【アドレス】

<http://www.city.gamagori.jp/>
【携帯用アドレス】

<http://www.city.gamagori.jp/mobile/>

選挙違反を監視しましょう

選挙運動ができるのは、告示日の立候補届け出後から投票日の前日（4月1日(金)～9日(土)）までです。届け出前に行われる事前運動は、公職選挙法で固く禁止されています。違反のない明るい選挙を実現し、立派な代表者を選びましょう。